



# かしわざき創業者支援補助金

## 広告宣伝と事務所・店舗の改装を補助します

創業時の費用負担を軽くするため、広告宣伝費と改装費等に掛かる費用を補助します。  
(申請・決定前に行った広告宣伝等は対象になりませんので、ご注意ください。)

区分	特定創業者	一般創業者
対象者	次の①、②に該当する方  ① 柏崎・社長のたまご塾または柏崎商工会議所・柏崎市商工会・柏崎信用金庫・第四北越銀行の特定創業相談を修了し、創業計画を作成した  ② ①の修了後6か月以内に市内で創業した	次の①～③に該当する方  ① 特定創業者以外の方 ② 国の認定を受けた経営革新等支援機関(市内金融機関等)の支援を受けて創業計画を作成し、柏崎信用金庫または柏崎商工会議所・柏崎市商工会・第四北越銀行の認定を受けた ③ ②の認定後6か月以内に市内で創業した
補助対象経費	創業から1年以内に行う広告宣伝及び事務所・店舗の改装等に要する経費 ※改装に伴う什器等の備品購入も対象になります。 ※市内の事業者を利用したものに限りです。 ※消費税及び地方消費税を除きます。	
補助率・限度額	広告宣伝費 10/10 最大30万円 改装費等 1/2 最大30万円 (計 最大60万円)	広告宣伝費 10/10 最大10万円 改装費等 1/2 最大10万円 (計 最大20万円)

- ・上記は令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までに実施する方が対象です。
- ・申請前に行った広告宣伝や改装等は対象になりません。
- ・什器等の備品のうち汎用性が高いもの、事業用と個人用の区分が不明確なものは対象になりません。
- ・補助金の交付回数は1回限りです。ただし、創業から1年以内であり、補助限度額に達していなければ年度ごとに1回ずつ申請できます。
- ・暴力団及び暴力団と密接な関係を有する方は、ご利用いただけません。
- ・創業の業種によっては補助金が利用できない場合があります。
- ・予算の状況により、希望時期に受け付けができない場合があります。
- ・事務所・店舗として市内の賃貸物件を借りて創業する場合は、家賃補助も行っています。また、中心商店街の空き店舗で創業する場合は、柏崎あきんど協議会事務局(柏崎商工会議所内 ☎0257-22-3161)へお問い合わせください。

### お問い合わせ

柏崎市商業観光課商業労政係

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号 柏崎市役所3階

TEL: 0257-21-2335 E-MAIL: shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp

詳しくはこちら▶



# 【かしわざき創業者支援補助金(広告宣伝・改装)の流れ】

## 申請の準備

①(一般創業者のみ)申請に必要な証明の発行を申請する。

創業計画の確認を受けた証明 → 柏崎商工会議所、柏崎市商工会、柏崎信用金庫または第四北越銀行へ。

②補助金で実施する内容を決めて、見積書をもらう。(※複数行う場合は全ての見積書)

- ・見積書には、事業者の社名・住所・代表者名・印鑑及び発行日が必要です。※市内事業者に限ります。
- ・この時点では、契約・発注はしないでください。

【補助対象経費となる事業例】 ※事業は必ず補助対象期間内(年度内)に支払いまで完了させてください。

広告宣伝費	改装費等
チラシ・パンフレットの作成、新聞・情報誌への広告掲載、HP作成、名刺作成、看板の作成・設置 など	事業所・店舗の改装費、改装に伴い購入する什器(事業用と個人用との区分が不明確なものを除く)

## 申請

③補助金の申請を行う。→必要書類をそろえて商業観光課へ提出してください。

【必要書類】

- かしわざき創業者支援補助金交付申請書
- 見積書の写し、チラシ案や工事図面、カタログなど実施内容がわかるもの
- 創業計画書の写し
- 市税の完納を証明する納税証明書(市役所1階3番窓口で発行。有料)
- 事業開始届(開業届)の写し(法人は登記記録の全部事項証明書の写し)
- (特定創業者のみ)創業支援カルテ
- (社長のたまご塾の卒塾者)修了証の写し
- (一般創業者のみ)一般創業の証明 (①で発行を受けたもの)
- 新潟県柏崎市暴力団排除条例に係る誓約書(※署名または記名押印)

## 補助事業実施

④交付決定通知書が届いたら、契約・発注する。

⑤広告宣伝や改装等が終了したら、請求書もらったうえで支払い、領収書を受け取る。

- ・補助金は事後支払いのため、一度自身で支払いをする必要があります。
- ・請求書と領収書(記載、印鑑等正式な物)を必ずもらってください。
- ・完成品は提出が必要なため、大切に保管してください。看板や改装(什器)は、写真等を提出してください。

## 実績報告

⑥実績の報告を行う。→必要書類をそろえて商業観光課へ提出してください。

【必要書類】

- かしわざき創業者支援補助金実績報告書
- 完成品(看板や改装の場合は写真)
- 請求書と領収書の写し
- 振込先口座の通帳写し(申請者本人の名義口座に限ります(法人の場合は法人名義))
- その他指示があったもの

## 補助金交付

⑦確定通知書が届いたら、補助金の振込予定日(概ね30日後)を確認する。

⑧振込予定日以降に通帳を記帳し、入金を確認する。